

第2次高校生・学生支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高校生、学生を持つ保護者の負担軽減を図り、修学支援することを目的として給付金を支給します。

●給付額と対象者

●高校生 1人につき1万円

高等学校に在学する2・3年生（平成17年4月1日以前に生まれた1年生を含む）を持つ保護者

※高校生の範囲：国公私立の高等学校、中等教育の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校・各種学校のうち高等学校に類する課程をおくものに在学する者

●学生 1人につき10万円

学生を持つ保護者

※学生の範囲：大学（専攻科および別科を含む）、短期大学（専攻科および別科を含む）、大学院、高等専門学校（第4学年・第5学年および専攻科に限る）、専門学校、大学校、予備校、都道府県が認可した各種学校および日本語教育機関に在学している者

※給与所得があり事業者の健康保険に加入している学生は対象となりません。

●申請者

高校生または学生の修学資金等を負担し、令和3年4月30日において町の住民基本台帳に記載されており、引き続き住所を有する保護者

●申請方法

申請書を作成し、添付書類を添えて郵送するか、教育委員会または本庁、各支所へご持参ください。

●添付書類

①学生証の写しまたは在学証明書原本

※予備校生など、在学証明書の発行がない場合は、在籍証明書または契約書の写し

②申請者（保護者）の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳、健康保険証、緊急時医療依頼証、身体障がい者手帳など）官公署が発行した証書等のいずれか1つの写し

③振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し

④学生が加入する健康保険証の写し

※高校生は不要

●申請期限

7月30日 ※当日消印有効

※関係書類は、町ホームページからダウンロードしていただくか、教育委員会または本庁、各支所で入手してください。

詳細については、町ホームページをご確認ください。

◆申請・問い合わせ先

教育委員会 総務学事係
☎8712115
〒01812104
三種町鹿渡字東二本柳29-3

県雇用維持支援金の対象期間を延長します！

新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動や雇用状況などへの影響を踏まえ、令和3年1月から4月末までの休業期間を新たに対象としました。

★県雇用維持支援金とは：

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を活用して、県内の事業所で雇用環境の維持に努めている中小企業事業主に対し、支援金を支給する県独自の給付制度です。

●支給対象

県内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和3年1月1日から4月末日までに実施した休業等に対し、秋田労働局長より雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主など。

※個人事業主、法人、社団、財団などの大企業は除きます。また、すでに令和2年4月から12月までの休業等期間を対象に県雇用維持支援金の上限額30万円を受

給している事業所は対象外となります。

●支給額

1事業所あたり、雇用調整助成金等の支給決定回数（月数）に応じて、1回（月）は10万円、2回（月）は20万円、3回（月）以上は30万円を支給します。

※1事業所あたりの上限額は、30万円から令和2年度に支給を受けた支援金の額を差し引いた金額となります。雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の両方の支給決定を同月に受けている場合の回数は1回とみなします。

●受付期限

7月30日

※当日消印有効

●申請先

秋田県雇用労働課 雇用維持支援金担当
〒010-8572
秋田市山王三丁目1-1

◆問い合わせ先

秋田県雇用関係給付金センター
☎018-860-2331
※受付時間：平日9時～17時